

四運自公第53号  
改正 令和 6年 1月19日 四運自公第65号  
改正 令和 8年 2月13日 四運自公第33号

## 公 示

### 自家用有償旅客運送者が利用者から收受する対価の水準について

「自家用有償旅客運送者が利用者から收受する対価の取扱いについて」（令和6年1月15日付け四運自公第51号）2.（3）①イ.における自家用有償旅客運送者が利用者から收受する対価（以下「運送の対価」という。）の水準について、下記のとおり定めたので公示する。

令和6年1月15日

四国運輸局長 石原 典雄

### 記

1. 運送の対価は、「一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金の認可申請の審査基準について」（平成14年1月16日付け四運自公第41号）別添運賃適用地域（以下、「適用地域」という。）ごとに定めるものとする。

2. 運送の対価は以下のとおりとする。

適用地域	距離制		時間制 (5分ごと)
	初乗り	加算	
香川県香川地区	1 km 400円	1 km 270円	430円
香川県小豆島地区	1 km 320円	1 km 290円	360円
徳島県市部地区	1 km 340円	1 km 220円	350円
徳島県郡部地区	1 km 290円	1 km 200円	270円
愛媛地区	1 km 480円	1 km 250円	440円
高知県高知市域地区	1 km 420円	1 km 230円	400円
高知県郡部地区	1 km 390円	1 km 200円	340円

3. 2. に定める運送の対価は、適用地域における目安であるため、地域公共交通会議等においては当該対価に拘束されるものではないことに留意すること。

附 則（令和6年1月15日付け四運自公第53号）

1. 本公示は、令和6年1月15日以降に対価を設定又は変更するものから適用するものとする。

附 則（令和6年1月19日付け四運自公第65号）

1. 本公示は、令和6年2月19日以降に対価を設定又は変更するものから適用するものとする。

附 則（令和8年2月13日付け四運自公第33号）

1. 本公示は、令和8年2月13日以降に対価を設定又は変更するものから適用するものとする。ただし、香川県香川地区にあっては令和8年3月16日以降に対価を設定又は変更するものから適用するものとする。